

『広報みき』 広告掲載基準

掲載優先順位	業 種	内 容	備 考
1	政府機関、地方公共団体及びこれらに類するもの	業務全般	
2	①電気・水道・ガス・運輸・電話通信・新聞及び放送事業 ②市内に本店または支店がある銀行、金庫、各種組合、医療機関	市民生活に役立つものなど	①ここでいう運輸とは鉄道事業、道路運送法、海上運送法で事業免許を受けたもの ②各種組合は法律に基づいて設立されたもの、医療機関とは医療免許に基づき実施するもの
3	市内の商店街、市場、専門店の連合体	市民生活に役立つものなど	
4	市内の学校法人、各種市民団体	文化行事（営利・宗教・政治または反社会的なものを除く）または学生募集	この順位でいう学校は、学校教育法第1条及び第82条の2に定めるもので、監督官庁の認可を受けたもの
5	市内の事業所	利用案内等	
6	上記以外のもの		※市外の団体・組織の中でも三木との関わり、経緯などを考慮し、三木市への公益性の高い団体・組織を優先する。
共通事項	上記に示すものであっても右に該当するものは認めない。	<ol style="list-style-type: none"> 1 政治性、宗教性があるもの 2 係争中の事案、社会問題などへの主義主張を含むもの 3 虚偽または誇大な表現で市民の便益を害するもの 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの 5 貸金業の規制に関する法律第2条に規定する貸金業 6 個人の名刺広告 7 社員等の募集 8 不動産の売買に関するもの 9 投機心、射幸心をそそるもの 10 意図、内容、広告主が明確でないもの 11 あたかも三木市が推奨しているような表現のもの 12 公序良俗に反するおそれがあるもの、その他掲載することが不相当と認められるもの、掲載適否判断が難しいもの 	